

報告第 4 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 3 月 22 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 和解の相手方 | 日出町在住 個人（1 名） |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、責任割合により相手方に損害賠償金 23,800 円を支払い、相手方は責任割合により本町に損害賠償金 1,011,348 円を支払うもの。 |
| 3 | 事件の概要 | 令和 4 年 7 月 12 日午後 4 時頃、町道沼津赤松線において、コミュニティバスが下り坂を前進して走行中、前方の右カーブ方向より対向車が道路中央部分より大きくはみ出してきた。自車の左側は道路擁壁であり、走行方向の左側に退避スペースはなく、ブレーキも間に合わず衝突し、双方の車両が損傷した。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和 5 年 1 月 11 日 |